

被扶養者届 (認定申請用)

新たに被扶養者を3人以上申請する場合には、2枚目以降の届出にも必ず被保険者の氏名を自署してください。

申請内容や確認書類に不備等があり、申請者が不備解消期限内に事業主経由で回答しない場合には、認定ができないため、改めて「被扶養者届」を提出してください。

記入見本

健康保険 ①	記号	1	番号	000000	届出申請日 ②	2024年 12月 1日	
被保険者氏名 (自署)	健保 太郎				被保険者連絡先 日中連絡可能な電話番号	080 (××××) ××××	
生年月日	☒S ☐H	55年	5月	5日	資格取得(入社)日	××××年 12月 1日	
会社名	☒ジブラルタ生命 ☐ジブラルタ生命以外 ()				所属名	() ×× 支社 () ×× 営業所 本社 () チーム	
配偶者の有無 必ず該当する☐にしてください。	夫婦共働きの場合、原則として事由発生日以降の年間収入の多い方の被扶養者となります。配偶者の収入をご確認の上、申請してください。配偶者の収入証明書類をご提出いただく場合があります。				☐無	☒有	→ 事由発生日以降で年間収入が高いのはどちらですか? ☒被保険者 ☐配偶者
海外居住者の有無 ③ 必ず該当する☐にしてください。	今回被扶養者認定を申請する方の中に、日本以外に居住している方はいらっしゃいますか。				☒無	☐有	→ 後日、状況について確認のうえ、追加の書類提出を依頼する場合があります。
資格情報のお知らせ・資格確認書の送付先住所 ④ 住民票上、認定対象被扶養者が被保険者と同居している場合は、原則として当申請書に添付された「住民票」住所の被保険者宛に送付します。住民票住所へ送付希望の場合、右上の欄「住民票住所へ送付希望」の☐に☒のうえ、郵便番号をご記載ください。(入社・再雇用等による同日得喪等、被保険者分の資格情報のお知らせ等と同日発送の場合は、事業主提供の住所への送付となります) 当ケースに該当しない方や、別住所への送付を希望する方は右下欄「以下の住所へ送付希望」の☐に☒の上、送付希望住所をご記入ください。					☐住民票住所へ送付希望 → 郵便番号のみ記載 (〒 -) ☒住民票住所以外の以下の住所へ送付希望 (〒 ×××-××××) ××県××市××1-2-3 ●●様方		

新たに被扶養者申請する方の状況を記入又は該当の☐に☒をしてください。(記入漏れがある場合は受理できないことがあります)

フリガナ	ケンボ	ハナコ	生年月日 (年齢)	☐S ☒H ☐R 1年 1月 1日 (△△ 歳)	
漢字氏名 ⑤	健保	花子	性別	☐男 ☒女	続柄 (妻・長男・長女 等) ⑥ (被保険者の) 妻
個人番号 (マイナンバー) 12桁 ⑦	× × × × × × × × × × × × × × × ×		マイナンバーの届出ができない場合は、該当する理由に☒を付けてください。()内にその他の理由記載	☐マイナンバー変更申請中 ☐マイナンバー提出拒否 ☐その他 ()	
資格確認書の発行要否 ⑧ (いづれか1つ該当する☐にしてください) マイナンバーによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に対し発行する特別な措置です。 (健康保険法第51条の3)	☒マイナンバーカードを健康保険証 (マイナ保険証) として使用することができる (資格確認書の発行は不要) 以下の理由によりマイナ保険証が使えないため、資格確認書の発行を希望する ※マイナ保険証を所持していることが判明した場合、資格確認書を交付しないことがあります。 ☐マイナンバーカードを持っていない ☐マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録をしていない ☐マイナンバーカードを紛失 ☐マイナンバーカードの更新手続き中 ☐電子証明書の有効期限切れ、マイナンバーカードの失効 ☐マイナンバーカードを返納 ☐マイナ保険証の利用登録解除 ☐マイナ保険証による受診に第三者(介助者など)のサポートが必要				
同居・別居 単身赴任や通学による別居の場合は「☐単身赴任・☐通学」にも☒ください	☒同居 ☐別居 (☐「戸籍謄本」省略) (☐単身赴任・☐通学)	現在の居住地 ⑨	住民票と ☒同一 ☐相違	相違している場合のみ、「現在の居住地」を記載してください。 (〒 -)	
職業	☒無職 ☐パート勤務 ☐学生(高校・大学・専門等昼間生)		0~15歳	☐自営業	☐その他 ()
事由発生日以降の収入 ⑩ (年収換算) 事由発生日以降の収入を年収で記載(給与収入には賞与・交通費含む)	※ 0円の場合は必ず0と記入 給与(年) 約 0 万円 年金(年) 約 0 万円 その他(年) 約 50 万円 計 約 50 万円	※左記の「年金」「その他」に収入額を記入した場合は該当の年金や収入に☒を記入してください。	年金	☐老齢年金 ☐遺族年金 ☐障害年金 ☐その他 (共済・企業等)	☐自営業 ☒不動産収入等 ☐給付金(傷病・出産・失業給付等) ☐その他()
事由発生年月日 (扶養開始年月日) ⑪	2024年 12月 1日				
扶養理由 ⑫	☐被保険者入社による扶養資格取得 ☐定年後再雇用・契約変更による同日に健康保険の資格取得、資格喪失 ☒出生 ☐結婚 (直近→☐国保・☐他健保) ☐被保険者の離婚 (直近→☐国保・☐他健保) ☒退職 →(失業給付受給:☒申請する ☐申請しない ☐延長予定) ☐その他 () : 直近→☐国保・☐他健保				【健保使用欄】

フリガナ	ケンボ	イチロウ	生年月日 (年齢)	☐S ☐H ☒R 6年 12月 1日 (0 歳)	
漢字氏名	健保	一朗	性別	☒男 ☐女	続柄 (妻・長男・長女 等) (被保険者の) 長男
個人番号 (マイナンバー) 12桁	× × × × × × × × × × × × × × × ×		マイナンバーの届出ができない場合は、該当する理由に☒を付けてください。()内にその他の理由記載	☐マイナンバー変更申請中 ☐マイナンバー提出拒否 ☐その他 ()	
資格確認書の発行要否 ⑧ (いづれか1つ該当する☐にしてください) マイナンバーによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に対し発行する特別な措置です。 (健康保険法第51条の3)	☐マイナンバーカードを健康保険証 (マイナ保険証) として使用することができる (資格確認書の発行は不要) 以下の理由によりマイナ保険証が使えないため、資格確認書の発行を希望する ※マイナ保険証を所持していることが判明した場合、資格確認書を交付しないことがあります。 ☒マイナンバーカードを持っていない ☐マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録をしていない ☐マイナンバーカードを紛失 ☐マイナンバーカードの更新手続き中 ☐電子証明書の有効期限切れ、マイナンバーカードの失効 ☐マイナンバーカードを返納 ☐マイナ保険証の利用登録解除 ☐マイナ保険証による受診に第三者(介助者など)のサポートが必要				
同居・別居 単身赴任や通学による別居の場合は「☐単身赴任・☐通学」にも☒ください	☒同居 ☐別居 (☐「戸籍謄本」省略) (☐単身赴任・☐通学)	現在の居住地	住民票と ☒同一 ☐相違	相違している場合のみ、「現在の居住地」を記載してください。 (〒 -)	
職業	☐無職 ☐パート勤務 ☐学生(高校・大学・専門等昼間生)		0~15歳	☐自営業	☐その他 ()
事由発生日以降の収入 ⑩ (年収換算) 事由発生日以降の収入を年収で記載(給与収入には賞与・交通費含む)	※ 0円の場合は必ず0と記入 給与(年) 約 0 万円 年金(年) 約 0 万円 その他(年) 約 0 万円 計 約 0 万円	※左記の「年金」「その他」に収入額を記入した場合は該当の年金や収入に☒を記入してください。	年金	☐老齢年金 ☐遺族年金 ☐障害年金 ☐その他 (共済・企業等)	☐自営業 ☐不動産収入等 ☐給付金(傷病・出産・失業給付等) ☐その他()
事由発生年月日 (扶養開始年月日)	2024年 12月 1日				
扶養理由	☐被保険者入社による扶養資格取得 ☐定年後再雇用・契約変更による同日に健康保険の資格取得、資格喪失 ☒出生 ☐結婚 (直近→☐国保・☐他健保) ☐被保険者の離婚 (直近→☐国保・☐他健保) ☒退職 →(失業給付受給:☒申請する ☐申請しない ☐延長予定) ☐その他 () : 直近→☐国保・☐他健保				【健保使用欄】

事業所名称

提出先

事業主氏名 ⑬

GIB・PGF→大機事務所
CLIS・PGI・PGビジネスサービス・コミュニティSKY・三栄
収納サービス・GIB労働組合→各事業主の健康保険
担当

社会保険労務士の提出代行者

理事長	常務理事	事務長	役職者	担当者

<注意事項>

- (a)当申請書はご家族を新たに被扶養者として申請をするときにご使用ください。
- (b) 定年後再雇用・契約変更による同日に健康保険の資格取得、資格喪失の場合それ以前と扶養状況に変更がなくても当申請書を提出してください。
- (c) 75歳以上の方は原則、後期高齢者医療制度の対象となるため被扶養者にはなりません。
- (d)提出された申請書類、確認書類を審査の上、扶養認定の可否を決定します。
- (e)提出された書類で認定の判断ができなかった場合、追加で書類のご提出をお願いすることがあります。

【記入要領（記入例の番号と照合してください）】

①健康保険記号・番号

マイナンバーや資格情報のお知らせ・資格確認書等を確認してご記入ください。（入社や再雇用に伴う手続きで、記号番号が不明の場合は、空欄のまま事業主までご提出ください）

②届出申請日

事業所に提出する日をご記入ください。未来に向かっての申請はできません。

③海外居住者の有無

留学などにより、海外への居住予定がある方は有りに☑してください。

④資格情報のお知らせ・資格確認書の送付先住所

住民票上、認定対象被扶養者が被保険者と同居している場合は、原則として当申請書に添付された「住民票」住所の被保険者宛に特定記録郵便で送付します。（入社・再雇用等による同日に健康保険の資格取得、資格喪失の場合等、被保険者分の資格情報のお知らせ・資格確認書と同日発送の場合を除く）

そのため、当申請書に添付された「住民票」住所宛の送付を希望する場合は、「住民票住所へ送付希望」の□に☑の上、郵便番号をご記入ください。

当ケースに該当しない方や別住所への送付を希望する方は、「住民票住所以外の以下の住所へ送付希望」の□に☑の上、送付希望先住所をご記入ください。

資格情報のお知らせ・資格確認書は被保険者宛への送付となりますので、受取可能な住所をご記入ください。※会社宛住所の場合は、会社名もご記入ください。

⑤漢字氏名

被扶養者申請する方の戸籍上の氏名をご記入ください。（外国籍の方は、原則住民票記載の氏名をご記入ください）

⑥続柄

具体的にご記入ください。（妻、長男、長女等）

⑦個人番号(マイナンバー)

マイナンバーカード等をご確認の上、正確にご記入ください。

⑧資格確認書の発行要否

被扶養者の認定申請を行う方のマイナ保険証利用状況(資格確認書の発行が必要かどうか)について、該当する□のいずれか1つに☑をご記入ください。

※資格確認書には有効期限が設定されています。有効期限を迎える前に当健保組合の資格を喪失した場合は、事業主経由で当健保組合へ資格確認書を返却する必要があります。

※出生などにより、マイナンバーカードの交付申請中の為マイナンバーカードがお手元にはない場合は、「□マイナンバーカードを持っていない」に☑してください。

⑨現在の居住地

住民票と同一の場合は、「同一」に☑をしてください（住所記入不要）。現在の居住地と住民票住所が相違している場合は、「相違」に☑し、現在の居住地をご記入ください。

⑩事由発生日以降の収入（年収換算）

今後見込まれる収入のすべて（報酬に限らず、公的年金額、失業給付額、傷病手当金額、不動産収入額、専従者給与額等）について年収換算の上、もれなくご記入ください。 ※退職による被扶養者認定を申請する場合で退職後に年金額の改定がある場合は改定後の金額をご確認の上ご記載ください。不動産を売却したことによる一時的な収入は除きます。

学生や乳幼児の場合も収入がなければ「0」とご記入ください。

【扶養認定基準収入】

年換算：130万円未満（【19歳以上23歳未満の方（被保険者の配偶者を除く）】年換算150万円未満 【60歳以上または障がいのある方】年換算180万円未満）

月額：108,334円未満（【19歳以上23歳未満の方（被保険者の配偶者を除く）】月額125,000円未満 【60歳以上または障がいのある方】月額150,000円未満）

日額：3,612円未満（【19歳以上23歳未満の方（被保険者の配偶者を除く）】日額4,167円未満 【60歳以上または障がいのある方】日額5,000円未満） ※失業給付の場合、日額で判断します

かつ、被保険者の収入の1/2未満

⑪事由発生日(扶養開始年月日)

出生日や他の健康保険喪失日等、当健保組合の被扶養者として扶養するに至った日をご記入ください。

⑫扶養理由

扶養理由が「退職」の場合、失業給付の申請有無について必ずチェックをしてください。

失業給付も収入に含めるため、失業給付受給期間中、失業給付受給日額が原則として3,612円以上（19歳以上23歳未満の方（被保険者の配偶者を除く）は4,167円以上、60歳以上または障がいのある方は5,000円以上）または、被保険者の収入の1/2以上の場合には、被扶養者にはなりません。待期間中のみの認定となりますので、受給開始後に扶養の削除手続きが必要となります。

⑬事業主欄

事業主欄は本社（または社労士事務所）で記入しますので、記入不要です。

【解説】

被扶養者の認定申請には、この申請書の他に、「住民票」など「身分関係」「同一世帯」「生計維持関係」を確認するための書類を添付して申請してください。

【確認書類】は被扶養者届（認定申請用）の2枚目または当健保組合ホームページ「被扶養者認定申請時の確認書類」より詳細を確認できます。

ジブラルタ生命の方は、Webポータル「給与厚生サービス」-「社会保険サブメニュー」をご参照ください。

被扶養者は、被保険者の三親等内の親族で主として被保険者の収入によって生計が維持されており、被扶養者の年間収入換算が130万円未満（19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者を除く）の方は150万円未満・60歳以上または障がいのある方は180万円未満）で、かつ、被保険者の収入の1/2未満であることが認定要件です。また、別居の場合には、被保険者が認定対象の被扶養者の年収を上回る仕送りをしていて、当健保組合にて確認できることが追加要件となります。

※1 オンライン資格確認をはじめとする個人番号を活用した情報連携等のため、当健保組合においては、被扶養者の住所について、「被扶養者届（認定申請用）」に添付された住民票住所を登録します。

※2 提出書類の確認後、追加で書類を提出いただくことがあります。また、原則、提出書類の返却はできません。

※3 認定後、被扶養者の要件を充足していないことを確認した場合には、認定時に遡って被扶養者資格を取り消すことがあります。

※4 認定可否の審査及び被扶養者資格調査(検認)のため、当健保組合においては、個人番号を活用した情報連携により市区町村等へ「収入状況」や「住民票状況」等の確認を行う場合があります。

※5 健康保険の切り替え中に医療機関へのご受診をされる場合は、医療機関に「健康保険の切り替え手続き中」である旨お伝えいただきご相談をお願いいたします。

【提出先】

事業主名	担当部署		
ジブラルタ生命保険株式会社	社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 ジブラルタ生命 担当 ※以下イントラを確認いただき、専用の送付状を添付の上、お送りください。 格納場所：Gibraltar Web Portal > 給与厚生サービス > 社会保険サブメニュー		
プルデンシャルジブラルタファイナンシャル生命保険株式会社	社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 PGF生命 社会保険手続 担当 ※「PGF Portal」より、送付方法、専用の送付状を確認の上、お送りください。 詳細は、PGF生命保険株式会社 人事チームへご照会ください。		
事業主名	担当部署	事業主名	担当部署
株式会社CLIS	人事総務部	株式会社 コミュニティSKY	総務部
株式会社PGI	総務部門	株式会社三栄収納サービス	総務部
PGビジネスサービス株式会社	総務部	ジブラルタ生命労働組合	総務担当
ジブラルタ健康保険組合	総務担当		